

治山事業 共通特記仕様書

令和7年4月1日から適用

1 建設工事に係る資材の再資源化に関する事項

- (1) 当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事請負契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を記載する必要があることから、落札者は落札決定後、当該工事請負契約書に記載する分別解体等の方法等について、発注者と書面により協議を行うこと。
- (2) 建設物以外のものに係る分別解体等（土木工事等）の数量は明細書のとおり。

2 使用材料等に係る事項

- (1) 使用するコンクリートは、レディーミクストコンクリート規格品とし、次によるものとする。

セメントの種類	骨材の種類	空気量	スランプ	呼び強度
高炉B種	普通骨材	$4.5 \pm 1.5\%$	$8 \pm 2.5\text{cm}$	材齢28日18N/mm ²

なお、スランプについては、監督職員の承諾を受けた場合には、 $5 \pm 1.5\text{cm}$ とすることができる。

- (2) 木材・木製品については、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を使用すること。
- (3) 合板型枠については、間伐材等混入の合板を使用すること。
- (4) 工事看板等については、木材を使用し、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を標記すること。

3 現場環境改善（快適トイレの設置）に関する事項

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である

(1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口に目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）
- ⑱ 付属品等の木質化

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑪の費用については、従来品相当(10,000円/月)を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) その他

ア 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

イ 快適トイレを設置した場合は、「快適トイレとして活用するために備える付属品の費用」と「積算上限額を超える費用」が、現場環境改善経費(率分)の対象となることから、それぞれを「現場環境改善実施内容」とし、特記仕様書「現場環境改善経費について」の表1に記載の経常費目のうち「営繕関係」についての実績とする。

4 現場環境改善経費に関する事項

本工事は、現場環境改善に要する費用を計上しており、現場環境改善経費は建設業の現場環境改善活動に充当するものとする。

(1) 目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、現場の作業環境を整えることにより工事の円滑な施行に資することを目的とする。

(2) 実施方法

ア 現場環境改善については、表1の計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施する費用を見込んでいるが、実施内容の選択にあたっては、地域の状況及び工事内容により設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。

イ 実施内容については、発注者が指定している場合を除き、原則として受注者が選択することとする。

ウ 工事完了後は、現場環境改善の実施写真等、実施状況及び支出実態を確認できる資料を提出するものとする。

1

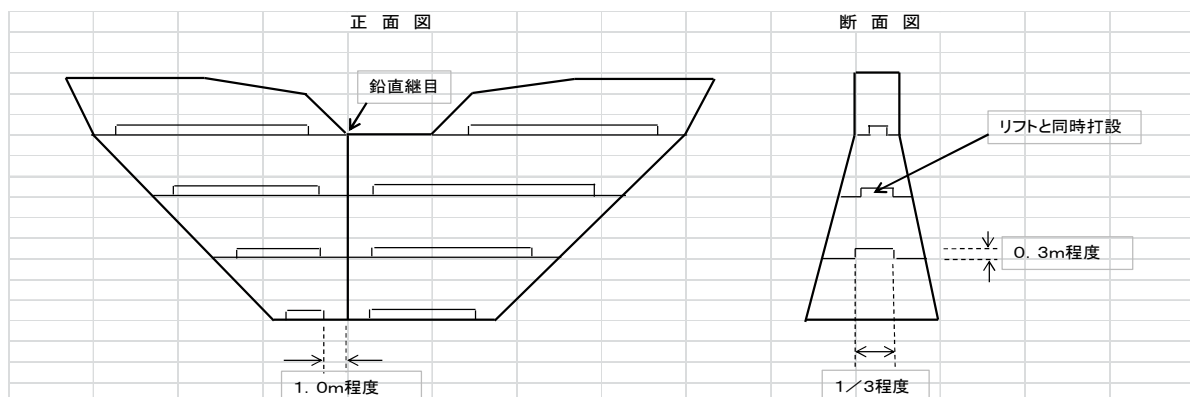
計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	・ 用水・電力等の供給設備 ・ 緑化、花壇 ・ ライトアップ施設 ・ 見学路及び椅子の設置 ・ 昇降設備の充実 ・ 環境負荷の低減
安全関係	・ 工事標識、照明等の安全施設の現場環境改善(電光式標等) ・ 盗難防止対策(警報器等)

営繕関係	・ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置も含む） ・ 労働者宿舎の快適化 ・ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・ 現場休憩所の快適化 ・ 健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	・ 完成予想図 ・ 工法説明図 ・ 工事工程表 ・ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ・ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・ パンフレット・工法説明ビデオ ・ 地域対策費等（地域行事等の経費含む） ・ 社会貢献

5 打ち継ぎ目の処理に関する事項

(1) 水平打ち継ぎ目

コンクリート治山ダムの水平打ち継ぎ目は、1リフト毎に連続して凸型、凹型いずれの継ぎ手を設け、幅についてはリフト上部幅の1/3程度、高さ又は深さは30cm程度とすること。伸縮継目等で連続して設けることが困難な場合は1.0m程度に限り設けなくてもよい。



(2) 鉛直打ち継ぎ目

コンクリート治山ダムの鉛直打ち継ぎ目は、三角の欠き込みとし、一辺の長さが原則として0.6mの正三角形（天端厚3.0mの場合は1.0mの正三角形）とし、天端から堤底まで同じ寸法で垂直に設けること。

なお、目地材はフェルト類で厚さ1cm以上のものを使用すること。

6 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項

受注者は、高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について、別様式1及び別紙様式2により提出することができる。

なお、1件の請負金額が500万円以下の工事である場合は該当しないものとする。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名	
項 目	評価内容	備 考
☐ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 施工規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	☐ 自然条件等	特殊な土壌、地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	☐ 社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・共用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	☐ その他	
☐ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け	
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	☐ 品質関係	
	☐ 安全関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提案内容				
(説明)				
(添付図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

7 デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する事項

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受発注者間協議によりデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」と称する。）は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（3）黑板」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

また、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していることとする。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（3）黑板」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取り扱いは、森林整備保全事業工事写真管理基準に準ずるが、同条2に示す小黑板情報の電子的記入については、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（6）」で規定されている画像編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

8 情報共有システムの活用工事について

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」（九州森林管理局HP公表）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (4) 費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。

9 治山ダム上流側埋め戻しについて（試行）

本工事は、床堀土砂を上流側へ埋戻すことを前提とした工事であり、治山ダム完成時において「計画埋戻し線」まで埋戻しを試行的に実施するものである。

- (1) 受注者は、完成時において上流側埋戻しを計画埋戻し線以上埋め戻すこととする。
- (2) 計画埋戻し線に満たない場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- (3) 施工管理においては、施工管理写真の撮影と出来形図を作成し提出する。

10 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

11 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正に試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工事期間中の真夏日}}{\text{工期}}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法等

ア 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

イ 気温の補正方法

アの気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。

ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

$$\text{補正後の気温 (℃)} = \text{気温 (℃)} - \frac{\text{標高差 (m)} \times 0.6}{100 \text{ (m)}}$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差 (m) = 工事現場の標高 (m) - 計測箇所（気温計の高さがわかる場合は計測箇所）の標高 (m)

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

※補正係数：1.2

12 建設業退職金共済制度の履行に関する事項

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

1.3 週休2日を促進する試行工事に関する事項(発注者指定方式)

【現場閉所による週休2日方式の場合】

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さら月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(発注者指定方式)であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 注者は、現場閉所による週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間内において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間内において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週休8休(28.5%)の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準以上の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知 以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完了」をいう。

- (3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上でない場合は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除いた変

更を行うものとする。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表 1

現場閉所の状況	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積による単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表 2

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02

表3

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画(実績)書を作成し、休日取得計画書(別紙1)にあつては当該作業計画月の前月末(初回月分は工事着手日前)までに、休日取得実績書(別紙2)にあつては当該作業実施月の翌月始め(最終月分は工事完了後)までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又は、その周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。

- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完了後、4週8週以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

【交替制による週休2日方式の場合】

本工事は、週休2日を促進するため、交替制による月単位の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(発注者指定方式)であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 交替制による月単位の週休2日とは、対象期間内において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による週休2日とは、対象期間内において、技術者及び技術労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

ウ 交替制による月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日日数の割合(以下「休日率」という。28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間内において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週休8(28.5%)の水準以上の状態とみなす。

交替制による通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の休日率が28.5%(8日/28日)の水準以上の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

エ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-1-(14)に規定する「工事着手」をいう。

オ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する「工事完了」をいう。

- (3) 本工事では、表1に掲げる休日率に応じた補正係数(以下「週休2日交替制補正係数」という。)のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

休日確保の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上でない場合は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、休日確保の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日交替制補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

休日確保の状況	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
現場管理費	1.03	1.01

表2

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.01

表3

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画(実績)書を作成し、休日取得計画書(別紙1)にあつては当該作業計画月の前月末(初回月分は工事着手日前)までに、休日取得実績書(別紙2)にあつては当該作業実施月の翌月初め(最終月分は工事完了後)までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。

- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 工事完了後、4週8休以上の休日確保を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

14. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、上記13に示す試行を適用する場合、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更することができる。
 営繕費: 労働者送迎費、宿泊費、借上費
 労務管理費: 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、予定価格に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「様式1」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「様式2」という。)を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類(領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15 週休2日を促進する試行工事に関する事項(受注者希望方式の場合)

【現場閉所による週休2日方式の場合】

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(受注者希望方式)であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。
- (2) 月単位の週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。
 - ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間内において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - ウ 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週休8休(28.5%)の水準以上の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日の水準以上の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知、以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する「工事完了

(3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)のうち月単位の4週8休を達成した場合の補正係数を当初から労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乘じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上でない場合は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

ただし、現場閉所の達成状況が4週8休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)は、週休2日補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

表 1

現場閉所の状況	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積もりによる単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表 2

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02

道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02

表3

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積 工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画(実績)書を作成し、休日取得計画書(別紙1)にあつては当該作業計画月の前月末(初回月分は工事着手日前)までに、休日取得実績書(別紙2)にあつては当該作業実施月の翌月始め(最終月分は工事完了後)までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又は、その周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、現場閉所が4週8休以上でない場合にマイナス評価は行わない。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするため取り組む別紙3のアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完了後、4週8週以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

【交替制による週休2日方式の場合】

本工事は、週休2日を促進するため、交替制による通期の週休2日を必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(受注者希望方式)あり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。
- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 交替制による月単位の週休2日とは、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による通期の週休2日とは、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

ウ 交替制による月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日日数の割合(以下「休日率」という。28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週休8休(28.5%)以上の水準の状態とみなす。

交替制による通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の休日率が28.5%(8日/28日)の水準以上の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の閉所についても、休日に含めるものとする。

エ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

オ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する「工事完了」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる休日率に応じた補正係数(以下「週休2日交替制補正係数」という。)のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

休日確保の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上でない場合は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

ただし、休日確保の達成状況が4週8休以上でない場合又は工事着手前に週休2日の取組について協議しなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。)は、週休2日交替制補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

表1

休日確保の状況	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
現場管理費	1.03	1.01

表 2

名称	区分	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.01

表3

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完了後）までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や休日確保の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。
なお、休日確保が4週8休以上でない場合にマイナス評価は行わない。
- (7) 工事完了後、4週8休以上の休日確保を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

16. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、上記15に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、予定価格に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

17 国土強靱化関連事業における工事看板の取り扱いに関する事項

- (1) 次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

ア 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章

地域の暮らしを守るため治山工事を行っています
国土強靱化対策事業

イ 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

18 ICT施工（受注者希望型）に関する事項

※ https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiyousyo.html

※九州森林管理局HP参照

19 通信手段の確保に関する事項

現場状況により携帯電話の通信環境が悪く、遠隔臨場の実施や緊急連絡体制の確保が困難である場合、監督職員との協議により通信機器の利用経費等について設計変更の対象とすることができる。（別紙5参照）

20 ウィークリースタンス実施要領について

本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。

実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

・詳細は下記九州森林管理局ホームページ参照

https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiyousyo.html

※九州森林管理局HP参照

21 三者会議の開催

本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと発注者が判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」

https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiyousyo.html

によるものとする。

ただし、以下の項目は対象外とする。

- ・工期が6ヶ月未満の工事
- ・工期が6ヶ月以上でも構造物を主体としない工事
- ・自署（支署）設計の工事

別紙1

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

別紙2

[illegible][illegible]

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工 事 名 :

(2) 工事期間 :

2 貴社の週休 2 日の達成状況及び試行工事の条件について

(1) 計画的に完全週休 2 日、月内週休 2 日又は工期内週休 2 日を達成できましたか。

※ 「完全週休 2 日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とするもの。

「月内週休 2 日」とは、ひと月のうちで 4 週 8 休を達成するもの。

「工期内週休 2 日」とは、工期内で 4 週 8 休を達成するもの。

① 完全週休 2 日を達成できた。

② ①は確保できなかったが、月内週休 2 日は達成できた。

③ ①、②は確保できなかったが、工期内週休 2 日は達成できた。

④ 週休 2 日を達成できなかった。

} → (2) へ

回 答 : _____

(2) 完全週休 2 日、月内週休 2 日又は工期内週休 2 日を達成できなかった理由は何ですか。

(自由記載)

--

(3) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

① 適切である。

② 余裕がある。

③ 不足する。 → (4) へ

回 答 : _____

(4) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

不足日数	

3 完全週休 2 日の導入について

完全週休 2 日を導入することに関して、発注者に求めること、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

〇〇工事の請負実行について

(完成検査合格通知及び週休 2 日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので国有林野事業工事請負契約約款第 32 条 2 項により通知します。

また、週休 2 日の取組状況を確認した結果、下記 2 の現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

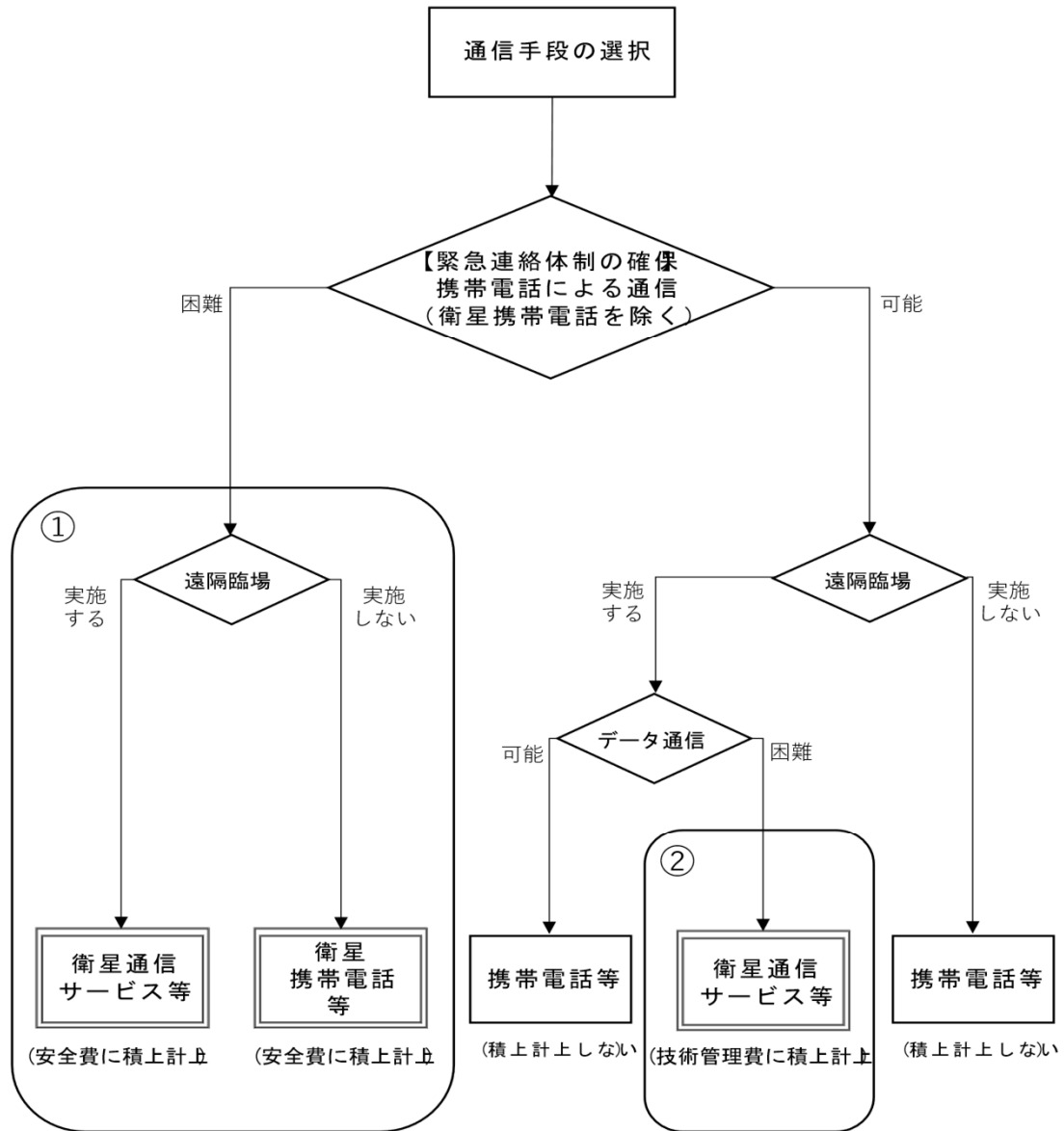
1 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 週休 2 日の取組結果

月単位の 4 週 8 休 又は 通期の 4 週 8 休を達成

(別紙5)

【通信手段選択フロー】



※ データ通信環境下にあっても通信速度低減等により、
遠隔臨場が成立しない場合は“困難”とする。

(別紙)

【通信手段選択フローについて】

①の枠に該当する場合

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

②の枠に該当する場合

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

＜積算例＞ 建設機械損料算定表：分類コード1799：017〔携帯用〕を適用
(令和5年度治山林道必携(積算・施工編)下巻P272参照)

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(15)
基礎価格 (例)	標準使用年 数	年間標準供 用日数	維持修理費 率	年間管理費 率	残存率	換算供用1日 あたり損料
73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	134円

・基礎価格には衛星コンステレーションを利用した通信機器を例として計上

・換算供用1日あたり損料率×基礎価格で算出

(例)

$73,000 \times ((1 - 0.07) + 0.25) / 5.5 + 0.08 \times 1 / 160 = 134.3 \div 134円$

※有効3桁(4桁四捨五入)

$134円 \times \text{現場供用日数} = \text{通信機器等の費用として積み上げ計上}$

その他

下記の機器について、原則リースを使用することとし、その費用は工事実施に必要な技術管理費として、機器等及び通信に係る費用の支払証明書類等を徴収して全て共通仮設費に計上する。リース不可の場合は機器の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

機器等の名称	耐用年数
パソコン	4年
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

＜積算例＞

パソコン購入費 200,000円の場合

$200,000円 / 4年 \times 1 / 365日 = 136.9 \div 137円$

※有効3桁(4桁四捨五入)

$137円 \times \text{使用日数} = \text{機器等の費用として積み上げ計上}$

実績変更対象費に関する実施計画書

大規模多世帯型住宅に関する実施計画書					
費目		費用	内容	計上額	
共通	仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション民家等を長期借上げた場合に要した費用	
			宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
			労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小計				
現場	管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
			賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計				
合計					

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目			費用	内容	計上額	計上額 (変更)	差額
共通	仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労務者 宿舍、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸し ビル、マンション民家等を長期 借上げした場合に要した費用			
			宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊した場合に要した費用			
			労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要した 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)			
	小計						
現場	管理費	労務 管理費	募集及び解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当			
			賃金以外の食事、通勤 等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の 支給			
	小計						
合計							

ウィークリースタンス推進チェックシート (初回打合せ時)

(1) 参加者

実施日

工事名			
工期	～		
発注者	発注者名		
	役職名		
	氏名		
受注者	受注者名		
	役職名		
	氏名		

(2) 営業時間等

発注者		受注者	
始業時間		始業時間	
終業時間		終業時間	
ノー残業デー※1		ノー残業デー※1	

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること。

(3) ウィークリースタンス取り組み実施内容 (■実施項目)

実施項目	特記事項 (日付け等の設定)	実施
(1) 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。		■
(2) 休日の前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。		■
(3) ノー残業デーは勤務時間外に依頼しない。		■
(4) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。		■
(5) 午後4時以降の打合せ、現地立会は行わない。		■
(6) 作業内容に見合った作業期間を確保する。		■
(7) 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。		■
(8) その他の項目※2		

※2 (1)～(7)以外で取り組む内容がある場合に記入する。

※ 受注者の希望する実施項目は「□」とし、初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とする。

(4) 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法

※ 工事の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取り組みが実施できない場合の対処方法 (依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等) について双方で確認し設定する。

ウィークリースタンス実施状況報告書

（１）基本情報

提出日

工事名				
工期	～			
発注者	発注者名			
	役職名			
	氏名			
受注者	受注者名			
	役職名			
	氏名			

（２）実施状況及び改善点

- ① 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ② 休日の前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ③ ノー残業デーは勤務時間外に依頼しない。

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ④ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ⑤ 午後4時以降の打合せ、現地立会は行わない。

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ⑦ 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ⑧ その他、任意で設定する取組

設定の有無:

設定ありの場合の内容:

実施状況:

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ⑨ 本取組を実施するにあたっての問題点や、今後の改善点などを記入